

## 集合住宅等の廃棄物保管場所等の設置等について H29.7

建築指導課

平成23年4月より、「武蔵野市廃棄物の抑制・再利用と適正処理及びまちの美化に関する条例」及び「同条例施行規則」の一部が改正され、施行されました。

これを受けて、建築確認に先立ち武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱による事前調整をする際の取扱いが変更になりました。下記に該当する場合には、事前に「ごみ総合対策課」と協議をしてください。

集合住宅(4戸以上15戸未満の共同住宅又は長屋)又は床面積500㎡未満の集客施設(百貨店、小売店舗、飲食店又は銀行の店舗その他これに類するもの、劇場、映画館、演芸場、ポーリング場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、ホテル若しくは旅館、パチンコ店、カラオケボックス、キャバレー、又はバー、葬祭場その他不特定多数の者が利用する用途に供する建築物)を建築しようとする者は、当該建築物の工事完了後に、廃棄物等の保管所および保管設備について、市長に届ける必要があります。

また、当該建築物の敷地内に廃棄物等の保管場所又は保管設備を設ける場合には、別途、設置に関する基準があります。

⇒ 詳しくは、ごみ総合対策課へ